Nozimjon Hujaev 博士学位(課程博士)審査報告

2009 年 2 月 17 日 審査委員長 加賀山 茂

表記の博士学位審査請求に関し、審査委員会では論文予備審査を行った結果、全員一致 で合格と判定しましたので、ここにご報告します。

請求者氏名 Nozimjon Hujaev

論 文 名 "Regulation of Franchising in Uzbekistan: Lack of Legal Framework and its Consequences" (ウズベキスタンにおけるフランチャイジング契約とその規定:法的枠組の欠落およびその帰結)

審查委員会

委員長	加賀山 茂	(大学院法務職研究科教授)	印
委 員	河村 寛治	(大学院法務職研究科教授)	印
委 員	阿部 満	(法学部教授)	印

I 審査内容

Nozimjon Hujaev 氏の課程博士学位申請論文「ウズベキスタンにおけるフランチャイジング契約とその規定:法的枠組の欠落およびその帰結」は、博士後期課程の研究業績の集大成として作成した A4 版 281 頁の論文である。本論文の構成、注のつけ方、および、文献一覧等も論文作法に則っており、形式面では課程博士学位論文としての体裁が十分に整えられている。

また、Nozimjon Hujaev 氏は、すでに、博士後期課程の修了要件単位を修得しており、 審査の形式面の要件を満たしている。そこで、以下では、内容面の検討に入る。

1. 論文の趣旨

フランチャイズビジネスは、アメリカ合衆国で1960~70年代に国内でのブームを巻き起こした後、1980~90年代にかけて、国際的な発展を遂げており、今や、日本国内おいても、国際的にも、ビジネスを発展させるための重要な手段となっている。

フランチャイズは、現在では、160 カ国以上の国で展開されている。発展の著しいアメリカ合衆国では、フランチャイズビジネスは、民間部門の生産高の4.4 パーセントを占めており、日本においても、2007年のフランチャイズによる売上高は20兆円を超えるに至っている。

ところが、ウズベキスタンにおいては、民法典においてフランチャイズ契約が典型契約

の 1 つとして規定されているにもかかわらず、法律家にとっても、また、企業家にとって も、フランチャイズについては、それがどういうビジネス・コンセプトなのか、どのよう な発展を遂げているのか、何が、ビジネス面および法律面で重要なのかについては、ほと んど知られていない。

その理由は、ウズベキスタンの経済が発展を遂げていないことにあるのではなく、ウズベキスタンには、民法典の規定にもかかわらず、フランチャイズビジネスを成功させるための重要な規定、すなわち、フランチャイズ合意に関する定義、テクニカルタームが欠落しているばかりでなく、フランチャイズビジネスを成功に導くために不可欠の商標規制、独禁法規制が完全に欠落しているからである。

そこで、本論文では、ウズベキスタン民法において規定されているフランチャイズの法 的枠組みを分析し、フランチャイズに関する法システムを発展させてきた先進諸国と比較 することを通じて、ウズベキスタンにおいても、フランチャイズに関する新しい特別法が 必要であることを明らかにした後に、本論文の成果の一部として、ウズベキスタンにおけ るフランチャイズ契約に関する立法草案を提示している。

2. 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

- 第1章 フランチャイズの発展と概要 序
- 1.1 フランチャイズの歴史的発展
- 1.2 フランチャイズ契約の法的定義
- 1.2.1 AFA によるフランチャイズの定義
- 1.2.2 EFF によるフランチャイズの定義
- 1.2.3 JFA によるフランチャイズの定義
- 1.2.4 ウズベキスタン民法典によるフランチャイズの定義 小括
- 1.3 フランチャイズの類型
- 1.3.1 直接フランチャイズ
- 1.3.2 子会社及び支店による展開
- 1.3.3 ジョイントベンチャー
- 1.3.4 地域限定フランチャイズ
- 1.3.5 マスターフランチャイズ
- 1.3.6 サブ・フランチャイズ

小括

- 1.4 他の契約との相違
- 1.4.1 ライセンス契約

- 1.4.2 販売契約
- 1.4.3 代理店契約
- 1.4.4 労務または請負契約

小括

- 第1章の結論
- 第2章 ウズベキスタンにおけるフランチャイズの法的環境

序

- 2.1 ウズベキスタン民法典
- 2.1.1 フランチャイズ契約の定義
- 2.1.2 契約締結準備段階の規制
- 2.1.3 フランチャイズ契約の形式
- 2.1.4 フランチャイズ契約の期間
- 2.1.5 登録要件
- 2.1.6 当事者
- 2.1.7 当事者の責任
- 2.1.7.1 フランチャイザーの責任
- 2.1.7.1.1 フランチャイザーのフランチャイジーに対する責任
- 2.1.7.1.2 フランチャイジーの行為に対するフランチャイザーの使用者責任
- 2.1.7.2 フランチャイジーの責任
- 2.1.8 契約の下での支払い
- 2.1.9 契約の制約条件
- 2.1.10 サブ・フランチャイズ
- 2.1.11 契約の変更
- 2.1.12 当事者の変更の場合の契約の維持
- 2.1.13 会社名の変更の場合の契約の維持
- 2.1.14 ライセンス上の排他権の終了の結果
- 2.1.15 契約の解除

小括

- 2.2 商標規制
- 2.2.1 登録手続
- 2.2.2 利用要件と商標の保護
- 2.2.3 サービスマークと集団的商標

小括

- 2.3 ノウハウと技術移転
- 2.4 競争制限及び独占に関する規制
- 2.4.1 価格制限

2.4.2 競争地域規制

小括

第2章の結論

第3章 日本におけるフランチャイズの成功:特別の規制と立法の不存在 序

- 3.1 鍵となるフランチャイズ技術とフランチャイズの定義
- 3.2 商標及び類似記号の保護
- 3.2.1 商標法に基づく登録
- 3.2.2 不正競争防止法に基づく保護
- 3.2.3 商法に基づく登記と保護
- 3.3 契約の要素となる用語と条件
- 3.3.1 フランチャイズ契約を締結する際の日本フランチャイズ協会のガイドライン
- 3.3.2 フランチャイザーの商標,サービスマーク,その他の類似記号の下でのフランチャイズの権利
- 3.3.3 支店の開設及び展開におけるフランチャイジーの役割
- 3.3.4 フランチャイジーの義務(最善の努力,料金,費用の支払い,帳簿,記録の保存)
- 3.3.5 期間, 更新, 解除
- 3.4 フランチャイズに対する行政規制
- 3.4.1 中小小売商業振興法に基づく情報公開
- 3.4.2 独禁法に基づく不公正な取引慣行に関する規制
- 第3章の結論
- 第4章 先進国におけるフランチャイズの法的枠組み

序

- 4.1 アメリカ合衆国におけるフランチャイズに関する州と連邦の規制
- 4.2 EUにおけるフランチャイズに関する倫理規定
- 第4章の結論
- 第5章 ウズベキスタンにおけるフランチャイズ関連法の草案

序

- 5.1 情報開示法 (案)
- 5.2 フランチャイズ契約法 (案)
- 第5章の結論

結論

3. 本論文の要旨

本論文の構成および要旨は、次の通りである。

第 1 章では、フランチャイズとは何なのかを明らかにするために、フランチャイズの発展の歴史をトレースし、フランチャイズ契約の種類を分類し、フランチャイズ契約に類似

する契約 (例えば、ライセンス契約、代理店契約, 請負契約等) について、その異同を明らかにしている。このことは、新たにフランチャイズに関する立法を行う際に不可欠の作業となる。

第2章では、ウズベキスタンにおけるフランチャイズをめぐる法状況、すなわち、フランチャイズ契約の成立から終了にいたるすべての法律上の問題を精査し、ウズベキスタンのフランチャイズ契約に関して、どのような法の欠缺、および、法的問題があるのかを明らかにしている。

第3章では、日本におけるフランチャイズ規制の方法について検討している。日本は、フランチャイズ契約に関する特別の立法を行っていない。しかし、日本は、フランチャイズビジネスに不可欠の商標、競争法に関する優れた規定を有しているばかりでなく、政府によるフランチャイズ支援のためのさまざまな施策が講じられており、日本におけるフランチャイズ規制の方法について検討を行うことは、ウズベキスタンの法状況を改善するために有用である。

第4章では、フランチャイズビジネスについて、日本以外に、優れた法規制を行っているアメリカ合衆国、EUに関するフランチャイズ規制、および、フランチャイズビジネスに関連する立法例を検討し、ウズベキスタンにおいてフランチャイズに関する新しい立法を起草するための示唆を得る作業を行っている。

第 5 章は、本研究の理論的帰結を示すものとして、ウズベキスタンにおけるフランチャイズを規制すべき立法の草案を提言している。この草案は、2 つから成り立っている。1 つは、ウズベキスタンにおけるフランチャイズの情報開示に関する法律の草案であり、契約締結前のフランチャイズ契約当事者の法律関係を規制するものである。もう 1 つは、フランチャイズ契約締結後の契約当事者の法律関係を規制するものである。最後に、ウズベキスタンにおいてフランチャイズビジネスを採用する場合に注意すべき点についても、触れている。それぞれの立法草案の骨子は、以下の通りである。なお、各条文には、それぞれの立法理由が付されている。

フランチャイズの情報開示法(案)

- 第 1条 この法律の適用範囲
- 第2条 定義
- 第3条 書面の交付
- 第 4 条 情報開示書面の形式
- 第 5条 開示すべき情報
- 第6条 開示される情報に関する守秘義務
- 第 7条 情報開示
- 第8条 救済
- 第9条 開示されるべき情報の解釈
- 第10条 適用範囲

第11条 この法律の執行

フランチャイズ契約法 (案)

- 第1章 総則
 - 第 1条 この法律の目的
 - 第2条 この法律の適用範囲
 - 第3条 定義
 - 第 4条 フランチャイズ合意の主体
 - 第 5条 信義誠実の原則
- 第2章 契約締結前の関係
 - 第6条 開示される情報
 - 第7条 開示される情報の形式
 - 第8条 開示される情報の要件
 - 第9条 開示された情報の受け取り
 - 第10条 フランチャイズ契約の締結の前に移転された情報の保護
- 第3章 フランチャイズ契約
 - 第11条 フランチャイズ契約の定義
 - 第12条 フランチャイズ契約書の方式
 - 第13条 フランチャイズ契約の用語
 - 第14条 フランチャイズ契約の当事者
 - 第15条 フランチャイズ契約の登録
 - 第16条 フランチャイザーの義務
 - 第17条 フランチャイジーの義務
 - 第18条 フランチャイズ契約に関する報酬支払いの書式
 - 第19条 フランチャイズ契約に関する条件
 - 第20条 サブ・フランチャイズ契約
 - 第21条 フランチャイザーのフランチャイジーに対する民事責任
 - 第22条 フランチャイズ契約の変更
 - 第23条 フランチャイズ契約の解除
 - 第24条 フランチャイズ契約の当事者の交代
 - 第25条 フランチャイズ契約における商標の変更
 - 第26条 フランチャイズ契約に含まれる排他的な権利の失効の効果
 - 第27条 フランチャイズ契約の更新
 - 第28条 フランチャイズ契約に関する情報の保護
- 第4章 フランチャイズ活動に関する国の支援
 - 第29条 フランチャイズ関係に対する国の支援に関する原則

- 第30条 フランチャイズ関係に対する国の支援方法
- 第31条 フランチャイズ関係から生じる損害の補償
- 第32条 フランチャイズ関係に関する国の監督
- 第33条 フランチャイズ関係に関する規制の公開
- 第34条 フランチャイズに関する複合的排他的な権利の登録と保護

第5章 附則

- 第35条 フランチャイズ契約に関する他の法律の適用
- 第36条 フランチャイズ契約法に違反した場合の責任
- 第37条 フランチャイズ契約者間の紛争の解決
- 第38条 この法律の執行

3. 論文の評価

本論文は、ウズベキスタンにおいて、ライセンス契約は存在するものの、フランチャイズ契約が 1 件も存在しない状況において、フランチャイズ契約の将来性を高く評価し、ウズベキスタンにおいてもフランチャイズ契約が有効に成立・登録できるようにするために、フランチャイズ規制に関するアメリカ法、EU法、日本法を中心とした比較法的観点から現行法の欠陥を鋭く指摘し、ウズベキスタンにおけるフランチャイズ契約のあるべき姿を明らかにしようとするものである。

本論文の基本的な視点は、ウズベキスタンにおいてフランチャイズ契約が存在しない理由について、ウズベキスタンの経済が発展を遂げていないことにあるのではなく、ウズベキスタンには、民法典の規定にもかかわらず、フランチャイズビジネスを成功させるための重要な規定、すなわち、フランチャイズ合意に関する定義がライセンス契約と混同され、かつ、ライセンス契約の登録を商標ではなく会社名としている等の欠陥を有しており、しかも、フランチャイズビジネスを成功に導くために不可欠の商標規制、独禁法規制が完全に欠落しているからであるというものである。

確かに、ウズベキスタンの現行民法には、フランチャイズ契約が典型契約の 1 つとして 規定されているのであるが、そこにおいては、フランチャイズ契約がライセンス契約の一 つとして位置づけられているばかりでなく、フランチャイズ契約を会社名で登録しなけれ ばならず、しかも、フランチャイザーが外国会社の場合には、現実には、フランチャイズ 契約の登記に関する手続きが整備されていないため、その登録ができないという致命的な 欠陥が存在している。

そこで、本論文では、そこで、ウズベキスタンの現行法とフランチャイズに関する法システムを発展させてきた先進諸国と比較することを通じて、ウズベキスタンにおいても、フランチャイズに関する新しい特別法が必要であることを明らかにしている。

そのような比較法的な検討を踏まえて、本論文の成果の一部として、ウズベキスタンに おけるフランチャイズ契約に関する立法草案を提示している。 その立法草案には、日本におけるフランチャイズビジネスに不可欠の商標、競争法に関する考え方を踏まえ、アメリカ合衆国、EUに関するフランチャイズ規制、および、フランチャイズビジネスに関連する立法例の成果が盛り込まれている。

また、この法案には、フランチャイザーとフランチャイジーの権利義務が詳細に規定されているばかりでなく、フランチャイズの情報開示法(案)第9条(開示されるべき情報の解釈)においては、「フランチャイズ合意の条項及び5条で定義された開示されるべき要素は、書面において明確かつ確実に表示されなければならない。もしも、条項又は要素の意味について疑義が生じた場合には、書面の交付を受ける者の有利に解釈されなければならない」というように、消費者保護の観点が盛り込まれている。

さらに、フランチャイズ契約法(案)第15条(フランチャイズ契約の登録)には、ウズベキスタンの現行法の致命的な欠陥であるフランチャイザーが外国法人の場合に、実質的に登録ができないことを改善するため、「①フランチャイズ契約は、フランチャイズ契約の登録を所管する官庁に登録しなければならない。②フランチャイズ契約の一方の当事者であるフランチャイザーが外国会社である場合には、フランチャイズ契約の登録は、フランチャイジーの登録を所管する官庁に登録しなければならない。」との規定を設けており、ウズベキスタンにおけるフランチャイズビジネスの発展のために、大きな貢献をなしうることが期待できる。

また、このような法案は、ウズベキスタンと同様、ソ連邦から独立した近隣諸国のフランチャイズビジネスに対しても、多大の影響を与えることになることが予想される。さらに、フランチャイズ契約についての特別法を持たないその他の国々に対しても、今後、立法の必要性が生じた場合には、フランチャイズの定義規定、フランチャイズ契約の分類、フランチャイズ契約の登録等に関して、大いに参考となると思われる。

このように、本論文は、比較法的な観点からも、また、将来の立法への寄与という点からも、高く評価することができる。

もっとも本論文にも、問題点がないわけではない。

第1は、ウズベキスタンの現行法の分析と問題点の指摘、その問題を解決するための解釈論、立法論の提言等、ウズベキスタンの立法に貢献することは確実と思われるが、論文の重点が、その方向に傾斜しており、わが国の解釈学への寄与としては、不十分ではないかとの疑念が生じうる。しかし、本論文は、最終的な立法論に資するための現行法の分析および新たな条文を創設するために、フランチャイズ契約に必須の概念については、解釈学的な観点からも重要な指摘が随所でなされている。特に、フランチャイズ契約と他の契約との相違の分析に関しては、まず、フランチャイズ契約を複雑なものとしており、しばしば混同されて理解されているマスター・フランチャイズ契約に対するサブ・フランチャイズ契約と直接フランチャイズ契約におけるフランチャイジーとの概念区別が、厳密な概念図に基づいて、詳細に分析・検討されており、解釈論としても高いレベルに達している。

次に、従来は余り議論されていなかった仕事の完成を約する請負契約との異動について

も,詳細な解釈論が展開されており,これらの点を考慮するならば,本論文は,解釈論に 関しても,わが国の契約法,商行為法の解釈学にも寄与できるものとなっている。

第2に、収集した資料は、主として英文に限定されており、アメリカ合衆国、EU との比較法については、十分な資料が用いられているものの、わが国のフランチャイズ法制、および判例に関しては、ほぼ、英文に訳されたものに依存している。したがって、わが国の最新の法改正、特に、商法の改正には十分に対応しきれていない。この点については、指導教授の指摘により、改正法の主要条文についての補足が行われているが、英文の公式訳が入手できないため、仮訳にとどまっている箇所があり、公式訳が公表された場合には、修正を行うことが必要となっている。

本論文に対しては、以上のような問題点を指摘することができるとしても、それらの問題点については、上記のように、今後の課題として、解決の方向がすでに示唆されており、これらの問題点が存在することは、この論文の価値をすこしも低下させるものではない。この論文によって指摘されたことに触発されて、はじめて、さらなる発展が期待できることが示されたに過ぎないからである。

また、審査委員が着目した点として、本論文は、ウズベキスタンのフランチャイズ法制に大きな貢献が期待できるだけでなく、ソ連邦から独立し、市場経済化を推進しつつある周辺諸国に対しても、新しいフランチャイズビジネスを推進する際に有用であること、また、将来、わが国おいてフランチャイズ契約の法規制が必要となる場合には、大いに参考になることが期待されるのであり、この点においても、本論文は、高く評価されるべきである。

これらの点を考慮して、当審査委員会は、Nozimjon Hujaev 氏の本論文は、Nozimjon Hujaev 氏が独立して研究する能力を十分に有していることを示すものであり、本論文は、比較法的観点に基づいて創造的な解釈論を展開しており、また、今後の立法に貢献しうるという観点から見ても、課程博士論文として十分なレベルに達しており、博士号を授与するに値するものと評価できるとの結論に達した。